

名古屋市昭和区滝川町

光真寺古窯跡発掘調査報告書

(H-97)

1979

名古屋市教育委員会



名古屋市昭和区滝川町

光真寺古窯跡発掘調査報告書

1979

名古屋市教育委員会

例 言

1. 本書は名古屋市営地下鉄第3号線建設に伴って実施された国道153号線拡幅工事に際して、敬養に瀕した光真寺古墳（原台標号4080）の発掘調査報告書である。
2. 本調査は名古屋市土木局道路管理課を依頼者とし、名古屋大学文学部考古学研究室楠崎彰一教授（当時助教授）を受託者として、楠崎教授を団長とする光真寺古墳発掘調査団によって行なわれた。
3. 調査団は楠崎教授の指導のもと、同研究室O.B.である愛知県立衣台高校伊藤裕教諭が現場の責任者となって、同研究室学生諸君と、東北大学大学院博士課程辻 秀人君、広島大学文学部学生森田 隆君、南山大学文学部学生福岡晃彦君が参加した。また教育委員会文化課から文化財調査員小島一夫が参加した。
4. 発掘調査にあたって協力を受けた方々は次の諸氏である。（敬称略）
愛知県南工部浅田員由、岡村野泰裕、岡堀尾真行、奈良国立文化財研究所眞淳一郎、愛知県教育委員会水谷栄太郎、小牧市教育委員会中島監、市文化課文化財調査員猪俣周
5. 本書を成すにあたって、その幾多の過程で次の諸氏の協力を得た。
遺物水洗、貝崎台遺跡第14次発掘調査団の中学生諸君、及び梅本博志
遺物整理、北条献示を中心とする名古屋大学考古学研究室学生諸君
写真撮影、製図等、市文化課文化財調査員猪俣周、岡野口泰了、愛知大学文学部学生梅本博志、和田康男、杉田百合
6. 本書は楠崎教授、伊藤教諭の指導のもと、上記の人々の協力によって小島がまとめあげたものである。

目 次

第1章	遺跡の環境	1
第1節	地理的環境	1
第2節	歴史的環境	1
第2章	調査の経過	3
第1節	調査に至るまで	3
第2節	発掘調査の経過	4
第3章	遺構と遺物	8
第1節	遺構の検討	8
第2節	遺物	15
第4章	小 結	23
	発掘日誌抄	31

図 版 目 次

図版 I	付近地形図 (S=1:2,500)
図版 II	竈体実測図
図版 III	遺物 (1) 蓋杯・高杯
図版 IV	遺物 (2) 壺
図版 V	遺物 (3) 壺・提瓶・甕等
図版 VI	遺物 (4) 甕
写真図版 I	古竈跡近景及び発掘状況
写真図版 II	発掘後近景及び竈壁状況
写真図版 III	竈体各部状況
写真図版 IV	竈体各部
写真図版 V	杯・蓋
写真図版 VI	半瓶・横瓶・高杯等
写真図版 VII	甕

第 1 章 遺跡の環境

第 1 節 地理的環境

本窯は名古屋市の東部丘陵地帯を形づくる八事丘陵の西南端近くに所在する。

八事丘陵は洪積世更新統に展ずる八事層をその表層とする低丘陵地帯であって、あまり良質でない粘土・シルトを有し、天白区音聞山付近を南端として北方へ伸び、東山丘陵へと連続している。

その中心は本窯も所在し、八事山興正寺を有した丘陵地帯であって、南の音聞山との間に浅い峠を、また北の東山丘陵との間に大きく深い谷を挟んでいる。

南の低い峠から北西へ、この丘陵地帯を現国道153号線（旧飯田街道）が走っている。本窯はこの街道沿い、即ちこの丘陵地の南西斜面に存在する。

街道は本来ここに入り込んでいた浅い谷の右岸に沿っているが、この谷は現在では本窯直下に堰止めた池として名残りを止めるのみである。

八事丘陵は、この中心丘陵地の北東に、間に狭い谷を置いてもう一つの丘陵地帯が存し、この更に北東へ東側は天白・植田川河谷となっている。

南の音聞山の丘陵地帯も、音聞山付近を南端とし、これより北西にやや伸びて山崎川河谷へと落ち込んでおり、そこが江戸時代名古屋の名勝植田川となっている。

第 2 節 歴史的環境

八事丘陵は極めて酸性度の高い粘土・シルト質を主体に礫・鬼板等を多量に含む土層をその表層としていて、そのままでは農業には極めて不向きな地帯である。

現在はその殆どが宅地化されているが、それ以前は松の矮林を主体にしたまばらな雑木林であった。

この丘陵地帯に於いて確認される遺跡はその絶大部分が古窯址である。

昭和28年、愛知用水事業に関してはじめられた、いわゆる猿投山西南麓古窯址群（以下猿投窯と略）をはじめとする諸古窯址群の調査は、それまで破壊し放題であった行政目的事業と、埋蔵文化財保護保存の思想との絡みに、いわゆる行政発掘方式を

(註1)
生み出して一時期を画したものであった。

この調査の結果、従来暗黒時代視されてきた古代の生産史上に輝かしい窯業の地帯があったことを明らかにし、なかんづく本市の東部丘陵地帯に、この古窯址群中最古の1群が存すること、そしてここを起点により東方へ南方へと展開していった様相を明らかにしたのである。(註2)

即ち、現在の都計街路東山線の北岡丘陵に尾張地区最古の窯がまぎ築かれる。この最初期の窯はいずれも須恵質の埴輪を多量に焼成していることが特徴である。これらの埴輪を使用したと推定される古墳としては、市内最大の規模を有する熱田断夫山古墳や、守山区のいくつかの前方後円墳をあげることができよう。

これに続く窯は、東山通の南・現名古屋大学付近と、東方・名東区内に点在する。そしてさらに時代を追い求めると、植田川の谷を越えて、現日進町・名古屋市境付近に集中して築窯されるのである。この付近を字名をとって岩崎地区と呼称し、植田川以西を東山地区と称して、古墳時代に属する窯はこの2地区には限定されるのである。

猿投窯が古代全国最大の生産地となった因は、中国磁器を模倣した良質の施釉陶器、「瓷器」(灰釉を主とし、緑釉を含む)を開発生産したことにある。

最近の研究によると、この瓷器の初現の形態は平安時代最初頭まで遡るため、開発されたのはそれに先立つ奈良時代後期の可能性が高いが、当該する古窯はいまだに見られていない。

従って現在のところ最古の瓷器窯を求めると、これは現東郷町・日進町・名古屋市の境付近に集中する。ここから南へ連続として古窯の存在することが知られているので、これを鳴海地区と呼称する。この鳴海地区北端を1つのセンターとし、ここから瓷器窯が東方と南方へ、悉くより良い粘土と、なにもまして燃料を求めて移動展開していったのでないかと考えられている。

本窯はこの猿投窯の展開の中に重要な位置を占めるものと考えられる。即ちその地理的位置は東山地区の東南界に近く、低い峠を越えるならば天白川河谷である。この対岸が鳴海地区であって、鳴海地区で最古の窯はいずれも天白川支谷に沿って築かれているのである。

現在本窯の直下を国道153号線（旧飯田街道）が走っている。この街道の歴史を明かにすることは専門にまかせたいが、地形的にみてこの付近での通路が古くからこれであったことは充分想定され、この街道は天白川河谷に沿って鳴海地区北部をかすめているのである。

注1 『愛知県遺物山西南麓古窯址群』 昭和31年 愛知県教育委員会

注2 『猿投窯』南畝全集31 稲時彰一 平凡社

第2章 調査の経過

第1節 調査に至るまで

愛知用水事業に伴う猿投窯調査の際に本窯は見落され、連番によるH-1番号は付されていない。

しかしその存在は古くから一部に知られており、昭和29年のジューン台風来襲時に本窯灰原上にあった樹木が倒壊し、その根元から遺物が出土して、当時南山大学学生であった稲垣晋也氏が採集されている。^(註1)

その後もたびたび遺物の露出が伝えられ、地元の人々によって集められているようだが、川名中学をはじめとして皆散逸し、現在は行方不明である。

本窯の直下を走る国道153号線下に市営高速度鉄道3号線が建設されるに伴い、国道の拡幅工事が行なわれることになった。

工事を担当する市土木局からの連絡では灰層が露呈している崖面を1mほどにわたって削る工事であるとのことであった。これに対して文化課としては、本体のみを今後に残しても、今回の調査で一切済みと誤まれ、破壊の危険を残すことを懸念し、全体の調査を計画するよう強く指導した。

土木局でもこの方針が受け入れられ、あらためて1975年8月、文化課に対して調査の依頼があった。

しかし当時文化課は他の調査事業を抱えて手一杯であり、そのうえ当分調査につい

での見直しもたたない状態であった。

そこで、文化課としては本来行政調査は全て自らの手で行う方針であったのを今回に限って放棄し、外部の調査機関への依頼調査をすることにして、技術水準、資料の公開性の保証を考慮し、名古屋大学考古学研究室の嵯崎助教授（現教授）にお願いすることになった。

幸い嵯崎教授が状況を理解されて承諾いただいたので、教授を団長として調査団を結成し、1976年7月下旬から発掘調査を行うことになった。

注1 南山大学 伊藤秋男教授の御教示による。

第2節 発掘調査の経過

古窯の所在する位置は、前述した如く八重層の低丘陵の南西斜面であり、現状でもかなりの傾度を有する。古窯に隣接して持福山光真寺があり、以前は狭い参道が古窯のすぐ脇を緩く下っていた。その後の国道拡幅等に際して、この参道は急なものに改められ、その時に本窯灰原狐がりの西端は切断され、現状は整形された法面となっている。

従来の知見から、灰層露呈部の大略の位置がわかっているのに、窯体の位置については予測がされた。

現状は比較的疎な雑木林であったが、出来る限り伐深の範囲を狭くするようにとの地主側の意向もあって、まず窯体の位置を把握するためのトレンチの位置を設定し、この部分の伐深を行なった。

そして、かって灰層が確認されている部分の上方約5mの地点にほぼ整形法面から東へ、またその上方10mの地点に、法面より5mほど離れた地点から東へ、いずれも現状斜面に対して直角に略東西方向のトレンチを開設した。

下方第2トレンチ（以下2Tと略）では薄い腐葉土の下は淡黄色粗砂シルトで、上方よりの流出再堆積土と考えられる土であった。

これに対して上方の1Tでは表土直下に円弧状を成す赤く焼けた土が検出され、こ

れを追ったところ、ほぼ窯体最上部であることが確認された。

一方、灰原拡がりを確認するために、現状国道脇の崖面を国道拡帯予定幅一杯のところまで整形清掃した（3T）ところ、西方（窯体に向かって左側）への拡がりは梁山門跡へ連なる法面の整形時点で既に切割、失われていることが判明し、東方へはこの法面地点から6mまでの間に灰原の拡がりを認めた。

この崖面での灰土の堆積は厚く（層厚70cm）、また層中の灰土の状況からは細かい区別は不可能と考えられる単純なものであったが、この拡がりの西端近くで、層底より15cm上位のレベルのポイントで現代瓦片を得た。改めてこの灰土層を全体に亘って点検してみたが、互出土部分においても灰土の色調、構成に差異は見出し難かった。

そこで、とりあえずこの厚い灰土の殆どが再堆積のものであると判断し、オリジナルの灰層を求める必要が生じたので、この上方約10mの地点に4Tを設定して調査した。

この部分での灰土の状況は、植生による汚れが甚しいために把握に困難を極めた。梁山面まで掘り下げての確認でも、特に顕著なひろがりやを存し、原灰層に匹敵するような攪乱灰層は確認されなかった。

窯体は検出された最上端から調査を開始し、下方へ掘り下した。

最上端部分では窯床、壁ともに完成は不良であり、また天井落下片であるのか、床面の転倒なのかをつかみ難い構造（後述）があって、状況把握に困難があった。

そのために床面の正確な検出は清掃の時点にまつこととして、残壁を追求することで窯体の検出を図ることとした。窯体は覆土が薄く、上部は壁もその殆どを削り取られていて、わずかに基部近くを残すのみであった。

また窯内填土の状況も、上位では大部分が流入再堆積のものであって、従ってその土層中には天井・壁落下片や遺物の混入は極くまれであった。床面の残存は良好でなく、殆どは梁山掘抜き面が構築時に焼かれた、最基底面を残すのみであった。

中位以下では、主として東側の壁が良好に存し、また壁際に床面の残存を確認することができた。填土も天井・壁落下片を多く混じ、また少量の遺物も存したが、ただしこれらの遺物はいずれも原位置になく、いわゆる「浮いた」状態であったので、調査中に全て取り上げた。

この床面での状況に比して、壁面のそれは本来の壁の部分的残存に加えて、それを覆う補修壁面がまた一部に存しており、複雑な様相を呈している、調査には困難があった。

ことに中位以下で、補修壁面がそのままに滑落している部分があって、一見したところ生きた状態にあるかの如くであった。

そのために、これを床・壁接触面でのプランで追うと、ちょうどこの地点はしぼられて、あたかも焼成・燃焼室境にあたるかの如くであった。

この滑落状況は左右両壁面にみられる現象で共通しており、ただし焚口（ないし煙道部）からの距離が異なる程度であったことが、こと更にこの印象を強くさせた。

この外見上、両壁面がしぼられて一見焼成・燃焼室境と思われる地点付近では床面が残存せず、また壁が上記の如く複雑で、床との接触点も把握し難かったので、一旦掘り下げ中かなりの上質の埴り具合の変化を認めたレベルで止め、改めて窯体の下方より後述の目的のもとに設定した中軸線延長トレンチでの様相から、原来の床面、ないしは床下構造を把握することにした。

従って、この一旦止めたレベルのまま、ほぼ焚口付近まで壁を追求することにしたが、両壁滑落地点の少し先から両壁面はしだいに左右に開いていった。

東壁側はとりあえず、さして問題はないとして、西壁側はすぐに整形法面が存し、拡げすぎることによって地下水の方向を変更せしめて法面破壊につながるものが懸念され、十分に追いきることができなかった。

ほぼ焚口近くまでの壁残頂線を検出し、窯体中軸線の方向が明らかになった時点で、灰層の検討を続けるために、この中軸線の延長上に傾斜線に平行なトレンチを入れることにした（5T）。

この5Tは下から掘り始めて上方へ拡張し、窯体下端に至るつもりで、主に地山面の追求をとりあえずの作業目標とし、同時に灰層の状況を把握するために同丁の西壁を消掃しつつ調査した。

その結果、このトレンチでは明瞭な形で攪乱灰層を検出するに至った。

ただしこの攪乱灰層は灰土の構成、色調の点から原来の灰層とはかなり相違のはっきりしたものであって、しかもそのひろがりも狭く、限定的である。

この下に、相当の長さに及んで別に焼土・窯壁残片で構成され、色調も異なる挟層が存したことから、本窯操作中に少なくとも一回以上の大修理が行なわれたことを知ることができたが、しかしこの挟層の前後での灰土の構成、色調や遺物の状況には殆ど変化なく、従ってこの状況から灰層を分期することは所念せざるを得なかった。

一方、この灰層がのっている基盤最上面は洪積世更新統の八事層に属する赤色～桃色シルトであって、多量の拳大礫を含んでいたが、中軸延長トレンチを上方へ掘り進んだとき、灰土の下、この基盤の上に赤色～橙黄色砂シルトの堆積が存するのに当たった。はじめのうちはことに薄かったこともあって、基盤に至るという作業目標によってこの堆積を除去して窯体前面に至った。

窯体前面は大きなビットがうがたれており、灰土と遺物を多く混じていた。

ところが基盤の上質はこの前庭部灰出しビットの部位で変化しており、これより上位はしまった赤色～橙黄色砂シルトであることが判明した。

同時に窯体内外の清掃が行なわれていたが、その所見でも窯体の穿たれている部分の基盤上層はこの赤色～橙黄色砂シルトであることが確認された。

このことから再度、中軸延長トレンチ上部の同質土堆積部分を検討したところ、これは窯体掘削時の排土を積みあげて前庭部作業平面とした遺構であることが判明した。

この前庭部ビットの窯体側は砂シルトの蒸積土を主体に若干の灰土、遺物片を含んだ硬いたたきしめられた面があり、その上面は焼けてはいなかったものの、これが床構造であると判断された。従って、この面を焚口、燃焼室方向へ追って、最終床面の検出を行なった。

最終床面は結局のところ、その本来の焼けた最上面を全く止めない。そのために、窯内下方より検出の若干の遺物中には、最終床下に埋め込まれていたはずの分が含まれている可能性が否定されない。

灰原拡がりを追求することは、前記の如く地主の申し出により困難であったので、少くともその最上端弧状の一部でも確認するべく焚口東側へ少し発掘区を延長した。

窯体清掃の後、市教委文化課囑託（当時）の猪俣氏の手をわずらわせずに本体全景写真撮影を行ない、割付実測を実施した。

これに続いて、市教委の古窯調査に際しては必ず行うことにしている窯体の断ち割り作業を總体4ヶ所において実施し、記録作成、写真撮影を行なった後、熱残留磁気測定用のサンプル採取を、試みに我々の手で行なった。

全ての調査作業を終えた後、本体、各トレンチとも埋め戻しを行なって、現場を離れたのである。

第3章 遺構と遺物

第1節 遺構の検討

前章に述べた如く、今次の本窯調査は将来予測される本窯付近開発計画に先立って、的確な資料を得ることを1つの目的としたために、本体以外の部分について殆ど調査は成し得なかつたが、本体に関してみるならば、ほぼその全容を残しており、当該時期（後述）のこの東山地区の古窯としては、はじめて内容を科学的に明らかにし得た点で貴重である。

本窯の場合、煙道部を欠いていると推定されるので、焼成室・燃焼室・焚口・前庭部、また一部を調査した灰原の順に、各部の構造その他について記述する。

1. 焼成室

残存の最上端部がほぼそのまま焼成室の原来の上端であると推定される。その理由としては、この部分での床面は横断方向にはほぼ水平（実測図参照）であるにもかかわらず、残壁頂部の平面形は左右から狭まって円弧状を呈していること、また縦断面方向においてもこの部分での基底面が殆ど水平に近いまでに傾斜が変換していることが確認されること、床面最上面は殆ど焼きしまっており、このような状態は通常の場合での場合、煙道部へ連なる部分においてみられる、といったことがあげられる。

残存床面の両側に赤色に焼けたラインとして確認されるこの円弧部分では、壁の立ち上りより上部が全く欠失しているために、より上位に存したと推定される煙道部への連なり具合は不明である。

逆にこのことから、煙道部はこの焼成室上端からは、一段落を有して立ち上った後

に連続したものと推定されよう。

床面部分を丁寧に清掃したところ、この最上端部では、焼きしまりの良好な面を上にしたブロック状の焼土面がほぼ全体に展がっており、その下にやや火熱を受けた砂質土層を挟んで、基盤である赤色～橙黄色中砂シルトが熱によって赤色乃至黄色に変色している様相を検出した。

上面に展開するブロック状の面は、そのひろがりや当該部分の床面幅員一杯にひろがっているのではなく、また処々にひび割れを生じていて、一見したところでは壁・天井落下片の転倒したものかとも考えしめた。

しかし、①、この最上面を穿るラインがより下方からの焼成室床面縦方向の延長に当り、この下の基盤面上のラインでは、焼成室上方で傾斜角が急に緩くなって、通例とは異なること、②、焼成室全体の床面横断方向はほぼ水平であって、最上面でのラインと一致すること、③、焼土面下の砂質土は均質で汚れがなく、流入土砂ではないと認められること、④、壁・天井落下片とみるには状況が整然とし過ぎていること、の理由からこの考えは排除された。

従って、この焼成室最上端部では、いまのところその意味について理解不能のままであるが、地山掘削面上に縦方向での傾斜変換（というよりこの部分に窪み）があり、しかし床面そのものは焼成室全体の床面とはほぼ一直線を成すように構築されていたことが判明した。

ただし、窯体断ち割りを行なった後にこの部分を改めて詳細に検討してみたところ、最上面下の砂層中に、部分的に更に2枚の床面痕跡を発見した。

そうすると、この2枚の床面の段階では、窯床の傾斜角が最上端部でわずかながら変換していたことになり、蓋盤面上での窪みが意図的なものであることを示唆する如くである。

しかしながらこの程度の床面傾斜角の変化が窯内熱分布等、焼成技術上の意義を有したとはなかなか考え難いことである。

しかもこの部分については、相当徹底的に調査したにもかかわらず、これより後出の他窯において時折見受ける火焰制御のための構造が存した痕跡を全く認めなかったことから、やはりこの部分の複雑な構造については意味不明のままである。

失われた煙道部にあわせて、煙道部の上方からその左右へ梯状に続いた溝（室内への雨水等の流入を阻止するため）の痕跡についても注意深く検出を図ったが、まったく残存しなかった。

煙道床の床面は、その横断方向は下方までほぼ水平に近い形状を維持する。

また床面の傾斜についても、一部で壁面の滑落が存在するので、プランでみる限りかなりの出入りがある如くだが、本来はほぼ上から下まで同一であったものと考えられる。

床面の床の最上面である堅く焼けしまった部分は蹴際と、その他一部に島状に残存するのみといった状態であった。

しかも、この残存の最表層についても滑移後注意深く観察したが、色調は黒灰色を呈して、それほど堅緻ではない。

床は全体として殆ど礫を含まない良質の粘土を使用して構築されており、その下に一層のサラサラな砂層を有したが、いずれもこの部位での基礎土層が鶏卵大までの礫を多量に混ざるのに比して良好である。

ところで、付図の縦断面をみると、現状の焼成室最上端より下位8.5m付近で、窯床の傾斜角がわずかに変換することが看取される。

ただし、調査の時点ではこの部位の床面において、はっきりそれと確認できる変換ラインは存しなかった。

これに対して壁面の状況は若干様相を異にする。

壁面状況を上位より改めてみてゆくと、最上部・床面下に特殊工作のある付近では両壁とも全く存しないといってよい状態であり、やや下ったところから壁の立ち上りが認められる。

ここでは地山掘り抜き面（火熱を受け、しまっている）が殆ど露出しているが、一部に明瞭にスサ入り粘土によって構築された蹴構造が存し、またこの上に更に部分的な補修の痕跡も認めた。

中位以下の壁面においてはこの補修壁が大規模なものとなっていて、原壁面を大きく覆っている。

この上面にある補修壁は窯室下位におけるほど厚く、下にある前の壁との間に砂質

乃至焼土質の間層を有して貼り付けられており、厚いところでは25cmに達するところがある。

と同時に、焼成室中部において実施した断ち割り調査の所見によると、原壁をいれて最大壁枚数は6枚にも達し、焼土や破損壁片・製品片を混じた間層とともに、窯体幅員を減じる意図が存したものと考えることができる。

また、この複雑な構造に起因するものか、壁全体がかなりの巾にわたって、そのままに滑落しているところが見られた。

残壁は焼成室下位において高く存し、床面からの垂直高度で1mに達するところがあるが、この部分において依然直立し、内傾して天井アーチ部へと連なる様相をみせずところはなかった。

壁と床との対応関係についてみると、直接両者が連続するところを確実に把握することができず、ことに床面最終表面の堅く焼きしまったところが殆ど失なわれていたために判然しないままであるが、一応焼成室上部では現状の床面と壁が対応するものと思われる。

焼成室内部においては前述の如く、遺物の存在は稀であり、また床面下においても遺物の埋設といった状況は検出されなかった。

焼成室下部で残壁を追ってゆくと、平面形にみるように、窯体幅員のやや減ずる点がある。

一見この部分が焼成・燃焼室境かの如くであるが、そうすると窯床の傾斜角は焼成室下部で変換し、平坦化することになり、問題がある。

従って、とりあえずこの窯床傾斜角変換点を図上に於いて求め、ここに焼成・燃焼室境を想定すると、後述の床面下舟底状ビットが燃焼室の床下に属することになり、従来の知見と矛盾を来さないで、むしろこの床下のビットの上端付近を境とするのが妥当と考えられる。

即ち平面形で壁が一旦狭まって来て、一見両室境かの如くに見える部分は、むしろ後述の如く燃焼室・焚口境とみるのがよいと思われる。

この、焼成・燃焼室に想定した窯床角変換点は焼成室現状最上端より水平距離にして8.0m付近にあたり、これがほぼ焼成室全長とすることができよう。

2 焼成室

上記の如き理由で焼成・燃焼室境を設定した場合、燃焼室は床面が焼成室に比して緩傾斜で、殆ど平坦に近い。

床面の残存状況が良好でないのは、天井の落下した窓に共通の現象で、恐らく天井落下の衝撃で床面最上面の、本来堅く焼きしまった部分が破砕され、窯内填土排出の際に運び去られたものと考えられる。

その最上面を欠く床は、構成が生土に近くて、焼成も脆弱である。

若干の遺物が検出されたが、より上位からの転落か、最終窯床上放置のものか、あるいはその下に埋設のものかは明らかでない。

床下に長径1.5m×短径1.1mのピットが存し、その内は生土と焼土、壁、天井残片、遺物片が混在していた。

ピットは壁・底面とも焼けておらず、また基盤である赤〜橙黄色砂シルトそのままであった。

このピット内填土の上を、床下全面敷設の粗砂層が覆い、さらにその上に床が構築されていた状況が認められた。

これに対して壁面の様相は焼成室下部と同様で複雑である。

現状での最表面は部分補修であるが、その下はかなり大面積に及ぶ補修壁面が存しており、焼成室と同様にかかなりの厚さを有する。

とくに焼成室上端より9m地点では、5枚に及ぶ壁（原初壁面も含めて）が、そっくりそのまま内側へ滑落していて、あたかもこれが本来の状況であるかの如くであった。

これについては、改めて壁口から上方へ床面を確認しつつ調査をした際に検証することができた。

それに基づいて、本来の窯床端を推定してみると、この部分では別に窯体幅員の減少はないことが判明した。

ただし、ほぼこの地点が燃焼室の端部と思われ、これ以下では両壁が左右に開いていることが指摘される。

この左右壁が開いていく点が、一方で床面下のピットの端に近く、このピットを床

下に有する長2m足らずの間が燃焼室なのではないかと考えられるのである。

床下に設置のこのビッドは、通称舟底状ビッドといい、せめ焚きの目的によるものであるといわれて来た。

しかし本窯の場合、ビッド壁底・面ともに全く火熱を受けた痕跡を止めない。これについて、本窯よりも新しい平安時代前期に属する鳴海のNN 265号窯の調査報告に際して、同窯でも共通した状況であることを報じて、むしろ燃焼室内への、地山からの浸出水対策が本来の目的ではないかと指摘した。

本窯の如く、殆ど燃焼室全面に亘っての床下にこのビッドの存在を比定し得るならば、この推定を強化するといえよう。

我々が調査した時点での現状では、この左右壁が開いていく地点から先では、壁高も次第に減じ、同時に壁面の火熱による焼き締りも軟弱化することからみて、ここが既に天井部を有しない焚口であるとするのが妥当と考えられる。

焚口部分の床も、その最上面の焼け締った部分を欠失している。もっとも従来の他窯の知見でも、この焚口部の床はそれほど焼けていないのが通例である。

壁面には焼成・燃焼室内の如き顕著な補修の痕を止めないうえ、その殆どが地山掘り抜き面そのままである。

この壁面は緩く左右に開き、焼成室上端より10.5m付近から急にその角度を大きくして前庭部へ連なる。ただし本窯はその西側に整形法面が近接して存するという条件に制約されて、東側（即ち本体に向って右側）のみ調査の対象であった。

人為的に火熱の影響の看取される壁の存するのは、この屈曲部分より50cm程度先までであって、その先は基盤がやや段を成しているのみであった。

3. 前庭部

制約条件が多く、窯体の直接前面以外に調査を及ぼし得なかったのは遺憾である。

焚口部の床構造は、その左右壁が大きく屈曲した点から1m程の点で唐突に切れ落ち、いわゆる灰出しビッドの上端を形成している。

より後出の他窯の場合、この前庭部乃至焚口部床面下には多くの場合、窯内の浸出水等の排水のために溝が設けられているが、本窯の場合、この灰出しビッドの北壁（即ち焚口床最下部）は基盤そのものであって、そのような施設の存在は認めない。

この灰出しピットの北部端の付近で基盤上層に変化のあることを先に記したが、このピットの南壁は、窯体掘り抜きに際しての排土を盛り上げて形成され、ピットの先に長1.5mほどの平坦面を同時に確認している。

このいわゆる前庭部作業平面は、中軸延長トレンチを調査中に掘りすぎてしまったが、その断面観察によると、全く単純な上層によって構成されており、後補その他の追加工作は見受けられない。

灰出しピットは全体として、窯体に対して横長の楕円形ゾワンを有するものと考えられるが、前述の如き理由によって西半を完全に調査不能のまま残したため、推測に止まる。

ピット内には多量の焼土、炭化物と若干の遺物が存した。

これ以外の前庭部分に対する工作は全く検出の機会を持ち得なかった。

人為的に積み上げられた前庭部平面の前縁からは灰原が続くものと考えられる。ただし本窯の場合、ちょうどこの部分で灰原が大きく攪乱を受けており、元の灰原が、積み上げ平面の上から形成されていたのか、あるいはその先から作られていたかを明らかにすることができない。

我々が調査した数基の古窯に於て、灰原の形成は全く規則性を欠いており、いわば各窯それぞれの事情によるといったような状況であるので、本窯について全くこれには言及しないことにしたい。

4. 灰原

従って、その上端の様相は明らかでないがそれより以下は不十分なが3ヶ所のトレンチの状況により推測もまじえて述べることができる。

灰層の厚さは各トレンチともに70cm前後で平均しており、縁辺部を除いては同じような堆積にある。

灰土の構成をみると、中軸延長トレンチと上部灰原トレンチでは、灰土堆積の下部に（後者では層底付近に）焼土が集中してみられた。これは中軸延長Tでその中途で切れていることが確認され、崖面Tにはない。

通例、このような堆積を指して、窯体築中途での補修を示すものとされるが、それが殆ど層底近くであることが注目される。

中軸延長Tと上部灰原Tでは、灰色で生土、礫を混ざる攪乱灰層が存した。

現場は過去2回の大きな台風襲来時に樹木が転倒し、その際その根元に灰層が攪乱露出して相当の遺物が出土し、研究者等によって採集されている。

従って攪乱灰層が相当大規模なものであるとの予測を持っていたが、少なくとも中軸延長Tでみる限り、それほど大きなものではなかった。

この下の原来の灰層は、前記した焼土（窯壁片等も含む）の集中を除いては上から下まで殆ど変化がなかった。

このことから、調査中においては、前章に述べた如くに、崖面Tで層底近くに現代瓦片を得たことから、大部分が再堆積のものとの仮定をもって作業を進めたが、その後の検証はこれを覆えて、殆どが原来のものであるといわざるを得ない。

従って、この現代瓦片の混入は、ここが丘陵斜面末端のカット部分であって、上からの（即ち垂直方向の）掘り込みについて注意するのみであったため、崖面からの横方向の掘り込みを見落したことによるのでないかと考えて、灰層そのものとは関係ないものとしておく。

遺物の分析については、次節において詳述するが、灰原各トレンチでの資料所見に差異はなく、ただ下方トレンチほど埋の大片が多いことは指摘される。これについては他窯においても既に確認されていることである。

第2節 遺物

今回の調査には種々の制約があり、発掘面積が狭少であったので、得た資料は少ない。

ことに灰原については計る本のトレンチと前方部右側（窯体に向って）をややひろげただけであるので、その構成を細かく検討する目的には資料が少なすぎる。

また窯内出土分についても、窯床最終表面が極めて確認し難かったことにより、床面上遊縁、同上密着、同下埋設のそれぞれを緩密に区別することは不可能である。

従って、今後この文中において窯内遊縁、窯内、焚口等を記した場合、その根拠は

調査中の担当者の観察にそのまま依拠しており、検証不可能のまま提供するものであることをおことわりしておく。

まず概略的に遺物の状況を述べておきたい。

窯内各所において採集した遺物は、おおむね焼成過剰きみで、自然釉の降着、窯壁片等の付着といった状態にある。とくに生焼け状態の器物を全く得なかったことは注記しておくべきであろう。

器種としては甕の破片が最も多く、次いで組み合せになる杯・蓋が多い。甕片は胴部破片が多量に存する状態なので、図示は難かかった。

灰原からの資料をみると、一般的にいて大片が下方のトレンチより採集されていることは前述したが、これ以外に特定の器種片がまとまって出土した地点は今次調査区域中にはなく、また中軸延長Tと、その殆どが窯体の右側（東側）に偏している2本の灰原トレンチとの間の比較をみても、その構成に差異は見受けられない。一応出土地点によって、窯内・灰原出土遺物のそれぞれに評述を試みよう。

1. 窯内出土遺物

器種としては甕・杯・蓋を主に高杯、甕である。

杯は全て、丸底で蓋受を有する身と、円蓋状の頂部に垂下する体の蓋という、古墳時代に遺有の組み合わせのものである。

本窯出土の杯は、身・蓋ともに全て同一寸法、同一作行とってよいほどで、殆ど差異を認めない。

身は胴を轆轤で挽き出し、その端を軽く指頭で押えて蓋受部を作り出しているため、蓋受部の基部に緩い一段を有するか、あるいは体と蓋受けがやや角度をかえていて、蓋受けの端は丁寧にテデである。

立ち上り部分は、この受けの殆ど端近くから軽く外反する曲線を示してのび、縁端近くの内面に、おそらく筥先による押えと思われる沈線の入った例が半数に及ぶ。立ち上り全体は内傾している。

口徑に比して浅い体で、立ち上りもさほど長くない。胎土は良好であるが、轆轤目が顕著な個体が多く、製作は必ずしも良好とはいえない。

蓋も比較的浅く、挽きあげた時の底面（即ち蓋頂部）が顕著な境目を有して明らか

な例が多い。その一方で、垂下する体部との接合部分では、上下を篋でカッチリと押えており、あたかも底状に端部の張り出しのみられるものが多い。体部下端は挽き放した後に軽くナデていて、ここに面取りのみられるものがかなりあるが、多いのはこの縁端内面に篋押えによる太い沈線（溝）を有する。

体部は殆どの例がほぼ鉛直に下っているが、ごくまれに外方へ開いたものがある。体部は充分薄く挽かれていたが、蓋頂部はかなり厚いものが多く、破損の例の相当量はここにおいて挽きはせている。

身の場合と同様、胎土の良好さにひきかえて仕上げはやや雑である。

また身も蓋も、いずれも轆轤の回転方向は左回りが殆どであり、表色は黒灰色を基調に灰色乃至青灰色を呈して、自然の降着した例も多い。

以上の各特徴は窯内・灰原出土を問わず、今次出土の全ての個体にはほぼ共通するものであって、従って杯蓋にみる限り、本窯の生産時期については単純の如くである。

高杯については、いずれも長脚の無蓋高杯であると推定されるが、杯部の破片に比して脚部片が若干多い。

窯内各所において得た高杯脚は、いずれも3方向に縦長長方形透しを有するもので、しかもその多くが上下2段に透しのあるものと考えられるが、接合し得て凶示できる好資料を得られなかった。また杯部と脚部もついに接合可能な組み合わせを選び出すことができなかった。

まず杯部についてみると、窯内出土例は既して大径で、しかも深い手のものが多い。これにも大別して2種の形態が認められる。その1は口縁よりやや下位に1段を有し、この器の祖型である有蓋高杯の蓋受け部の残存形態をみせているものであり、他の1類は、もはやこの1段を有せず、ここに1条乃至2条の沈線を圍繞せしめているものである。

いずれの場合も口縁部は薄く流麗な轆轤技法を示しており、また口縁端の造型が一旦縁中央付近で軽く肥厚させ、しかるのちに薄い端部を挽き出している点が共通しているが、外側に1段を有するものは、いずれもその段部の内側にあたるところで内面曲線に変化を有するものに対して、沈線を圍繞させたグループは一直ちに挽き放っている点が相違する。

さらに前者は下胴部まで薄く挽かれているが、後者は胴部がかなり厚い。

杯部にあわせる如く、脚部もその端部の造型に着目して細分が可能である。その1は端部に顕著に縁帯を有するものである。最も典型的な例の場合、脚端を薄く塗き出し、ラップ状に開いたその先にはっきりと縁帯を有する。ただし、このように明瞭な例は必ずしも多くない。

これに対して、開いた脚端部を単に軽く下方へ折り、挽き放して縁端とした例があり、これもそれほど多くはない。

大部分はこの兩類型の中間的形態に在るもので、脚端部を軽く折り曲げたりえで押えて肥厚させ、篋で整形して縁帯状に仕上げたものである。

この端部の開きははじめあたり多くの例が沈線を1条乃至2条繞らしており、中にはこれが非常に幅広のものがあり、その場合鋭いへら痕が残っている。

透し部分の製作は状態の良好な例でみると、まず上の短辺を左から右へ切り、次いで左右の長（縦）辺を切り下げて、最後に下の短辺をやはり左から右へと切っていて、大部分のものもこれと同様であると思受けられる。いずれの輪も鋭い鋸で一気に切っていて、裏面にわずかながら盛り上っている。

杯、脚部のいずれとも、胎土はやや砂質のものが多く、夏石等の小粒を混じているが、一部に極く良質でやや粉状の表面を呈するものもある。また焼成は良好であり、表色は黒灰色～暗褐色を呈する。ただし自然釉の降着した例は多くない。

数多い蓋杯の蓋の中に、蓋頂部に宝珠つまみ乃至環状つまみなどを付した例がないかと探したが、その痕跡・つまみ落片のいずれも見当らなかった。

従って、脚の一般的印象は有蓋高杯のものという感が強いが、一応本案の場合、無蓋高杯であったとしておく。

外表にやや太目の平行叩き目を有する甕は本案の代表的器型である。

口頸部はいずれも大きく、厚い。口縁端は一旦薄く塗いたものの端を整形して縁帯としており、一部のものは口縁直下に1段を有して厚くなっている。

殆どの例が頸部に2ヶ3所、それぞれ1～2の沈線を繞らせ、その間に櫛齒状施文具による波状文を有する。頸部内面に、粘土を擦ぎ足した痕跡を修正し切らないままに残したものも2、3点あって、製作過程をうかがい知ることができる。

胴部片は多量にある。殆どが器厚1cm前後乃至それ以上であり、やや砂目ながら良好な胎土である。

外表の平行叩目文の単位は3×3cm方形の中に平行線9～12本を数えることができる。

これと同様の胎土で、やはり平行叩目文を有しながら丸底底部にあたると思われる曲線の片があって、この底の底部でないかと推定される。叩目が底部全面に明瞭に残っているものと、叩き締めて成形後に、横ナデ調整を加えた結果、擦痕によって叩き目が消えているものがあるが、基本的にはかわりないものと考えられる。

ところがこれらと同様の胎土、平行叩目文を有しながら、平底の底部片が若干存する。技法上からみれば丸底例、あるいは胴部片と差異を認めないので、甕器型に丸底・平底の2種存したかの如くであるが、一方で後述する如くに灰原出土遺物中に、別の器種の存在を示唆する要素があるので保留する。

さらに、殆ど同巧の平行叩目文を有しながら器壁がはるかに薄く、その故にか焼き締りが一段と良好であって、堅緻な印象を与えるものがある。各破片のカーブからみると、相当大きな器が想像され、これが何であるのかわからない。この類は、その殆どが半光沢灰黄～灰褐色の色調を呈し、胎土も多く、甕片よりはかなり良好のように見受けられる。

このほか、やはり平行叩目文を有しながら、これを切断する如く鋭い2本の筒沈線を走らせたかなり薄胎の片が存する。これは後述する灰原中の同種片から、横瓶様の器が想定される。

少量出土の片としては広口甕、平瓶、細頸甕と思われるものがあり、これらは次段において詳述する。

これらのうち、調査中の情報から焼成室床面直上とされ、本窯の最終生産時期を示すと考えられる資料は、やはり杯蓋、甕と広口甕であった。

また窯内で遺物が集中して検出されたところは焼成・燃焼室境付近と、燃焼室床下の舟底ピット内、及び焚口付近であった。

2 灰原出土遺物

灰原には横断2本、縦断1本の計3本のトレンチのほか、前庭部の東側は灰のひろ

がり最上端を迫って発掘区を若干拡張したので都合4ヶ所から採集の資料であるが、その構成は最下端の3Tから腰胴部片を中心とした大片が多かったことを除けば大差ないことについては前述した。

前庭部では、いわゆる灰出しピットを埋めた灰土から灰原へと連続しているが、この灰出しピット中の遺物は他と若干様相を異にしている。

即ち、ここでは甕の破片が発どで、しかもそれが比較的小片に限定されることであり、人為的に選択されたかの如くである。

灰原全体より得た遺物には杯・蓋・甕・高杯・各種壺・瓶・提瓶・平瓶・細頸瓶・碗のほか、若干の器種不明破片である。

杯・蓋については、前段に述べた如く窯内出土の例と殆ど相違はない。

高杯についてみると、灰原出土のものによって上下2段のものを図示することができる。灰原より出土の例は概して窯内出土例よりも脚端径が大きい。また窯内出土のものになかった造形上の特徴として、細い沈線を多数閉繞せしめたものが存する。

以上を除けば技法その他基本的には窯内出土の例と大差ない。

ただし杯部で異質のものがある。これも無蓋の杯であるが、より杯形態に近く、ほぼ直立する口縁の端部が角度をもって外方へ反っており、2条の相近接した沈線の下からは急角度に曲り込んで脚接合部へと至るものであり、口径も他の高杯に比して小さい。

色調は灰褐色で、粘性の高い印象の胎も他とは異なるものである。

甕片は多量に得た。口縁端の造形は基本的に1種類しかないものと思われる。即ち挽きあげた頸部端を押えによってわずかに肥厚させ、縁带状に仕上げたものである。

これに対して、頸部の施文には変化が多い。最も多いのは2cm程度の間隔において頸部に2・3ヶ所、それぞれに2条の沈線を閉繞させ、2ヶ所のその内区に節歯状施文具による波状文を有するものである。

節歯は1cmの間に6～8本という細かいもので波状文様は深く縦長である。また殆どの場合左上→右下という傾きを有し、直立の例は極く少ない。

これに対してわずか1例であるが、同種の施文具を使いながら波状文を描くのではなく、押しびきの如く平行線を施したものがある。

奈良時代に入ると、殆どの頸部が筒筒状施文具の押圧による文様に変化するが、これは波状文から押圧文への過渡の様相を示すものと考えられ、注目に値する。

頸部に沈線を繞らせた以外、一切文様を施さない例も相当量存する。この場合、形態的にみると波状文を有するものと差異は認められない。

平行叩目文を有する胴部片が本窯において得た資料中、最大量のものである。このうち明らかに甕器形のそれと同定できるのは、窯内遺物に同じく壁厚1cm以上で、長石等の小粒をわずかに混ざる砂目の胎のものである。

ただし同様でありながら、極めて強い曲線を有する片が若干あり、これはそのうちの1片に角状の把手を有したことから甕であると推測される。

甕片は大抵焼成が良好で、自然釉の降着したものも多い。叩目は重複が少なく、底部を除いては丁寧である。

底部は窯内出土例と同様に丸底が主ながら器壁の厚さも同等の平底が若干存する。ただし底からの立ち上りが急であることから、むしろ極めて器壁の厚い、平行叩目文を有する鉢器形でないかと考えられる。

甕口縁と同様の造型・文様を有しながら口径の小さいものが相当あり、広口壺でないかと考えられる。ただし広口壺で口頸部から肩部まで存するものを2例図示したが、これらはいずれも口頸部の造作が甕とは異なる。

むしろ典型的な壺口縁は1段を有してから口縁帯部へと連なる形態であり、口縁内部も軽くえぐられている。胴は薄く、肩に沈線を繞らせたものが多い。そしてこの沈線より下位には平行叩目文を有する例と、無文と思われる例とがある。

従って、窯内でも得た、薄胎で良好な焼きしまりの平行叩目文破片の多くはこの広口壺片でないかと推定するが、しかしなかには非常に大径の器を復原推定させるものもあり、一瞬に断じ難い。ここではとりあえずそのような大径のものを、特に器壁の薄い甕でなかったかとおきたい。

平行叩目文を有する別の器種に横瓶と提瓶がある。横瓶はいずれも薄く、良好な胎によっている。平行叩目のうえから、ほぼ正面にあたると思われるところで甕先による鋭い沈線を走らせており、恐らくは胴短径を1周しているものと考えられる。頸破片までのものがあるが、頸の方向は頸脛による挽きあげ方向と直交し、横瓶であるこ

とはほぼ間違いない。

提瓶は横瓶片に比して厚い。印目が全面に及ぶのではないようで、主に側面と、背面の貼り付け円板上の如くである。正面は甕轆挽きあげの細かい同心円文を有する。側面肩に1対の角状把手を有し、口縁までを有した片が全くないが、壺口縁としたもののうちのいくつかが提瓶口縁であろうと考えられる。

以上のほかに少量を得た器種として平瓶・細頸瓶・罍をあげなければならない。

平瓶片は口頸部が確実なものであり、図示の如く直立、挽き放しの短い頸で、1～2条の沈線を圍繞させる。

細頸瓶でないかと考えているのは、平瓶口頸に近い造形で、はるかに細長いものである。これも口縁端は挽き放ちで、やはり頸中部に2条の沈線を有するのみである。

鋭角の肩部片が若干量存し、器種を何に比定すべきであるか困惑している。可能性としては平瓶か、台付長（細）頸瓶であろうが、台脚は一切採集していない。従って平瓶片とするのがとりあえず妥当だが、この短かい挽き放しの口頸に、鋭い肩の平瓶はいままで見てきた杯・蓋、高杯、甕にみる形式概とは相容れないものである。

罍と考えられる片は口縁部若干と、肩部片である。口縁部は大きくフツバ状に開いた縁端から1段を有して下ったところに櫛齒状施文による押圧文を有する。胎土は良好で、焼成も良い。

肩部片は平瓶片と考えたものほど極端ではないが、やはりガッチリとした肩であり、その直下とやや下ったところは沈線が圍繞して、その間を篋先によると思われる杉葉状文が埋めているもので、腹の一大蔀散たる注口部を檢出していないため、推測に止まっているものである。白灰色の良好な胎に、白緑色の自然釉が降着している。

いわゆる鉄鉢形を成す鉢片が1片ある。黒灰色で内外とも篋による横ナゲ調整を施している。

また比較的浅い割に、直立した口頸を有する短頸壺（罍）が存した。この器形が存することからみると、前述の細頸瓶頸部とみたものは、この器形の大型例の頸部という可能性がある。肩下部付近までを得た1例は小型のもので、灰白色緻密な胎である。

これとは別器種である、球形胴に短かく挽き放しの口縁部を付した短頸壺片も極く少量を得ている。

以上で本窯の遺物の全てであるが、もう一度まとめてみると、古墳時代特有の形式の杯蓋のセットと、頸部に流麗な波状文を有し、全面平行印日文で丸底の臺、長脚2段3方透しの無蓋高杯を代表的器種とし、提瓶・甕・短頸壺のほか、新しい様相を示すものとして平瓶・細頸瓶片を若干伴っている。

第4章 小 結

いままでに明らかにしてきた諸事象の分析にたつて、本窯の所屬する時期を明らかにし、併せていくつかの関連する問題について若干の考察を加えてみたい。

本窯は焼成室・燃焼室ともに窯体幅員に大きな変化がなく、全体として細長い形状をしている。

また基盤土層（八事層砂シルト）を、その傾斜線に沿ってトレンツ状に開削し、一旦火熱をもって焼きしめた上に、スツ入り粘土によって壁・天井を構築したものである。

付属の諸施設についてみるならば、焼成室最上端には床面下にピットがあり、また燃焼室床下にも大きな、いわゆる舟底状ピットがあって、中には破却製品、壁・天井破損片、焼土を主体とし、わずかに生土を混じて全体として極めて帯水性の低い填土を有した。

調査中の所見によっても、あるいは平面形上においても区別し難い焼成・燃焼室をこの舟底状ピットの存在を1つのメルクマールとして判定したことについては先に述べたとおりである。

灰口の前面には、殆ど窯体幅員と同等の直径を有する大きな灰出しピットが存した。更にその前方に、窯体掘削時の排土を積みあげて前庭部作業平面としており、灰出しピット下方堤はこの積み土であった。

以上の窯体各部を特徴づける諸事象のうち、焼成室最上端の結構を除外するならば、本窯が奈良時代までにその時間的位置をもつ、典型的な須恵器焼成窯であること

は明らかである。

次に遺物に目を転じてみよう。

本窯出土の遺物中、最大量を占めるのは甕片であり、次いで丸底の杯・蓋の組合せ、長脚で2段・3方に透しを有するものを主とする無蓋高杯の1群である。

このほかに、顕著な特徴を示している遺物を列挙してみると、次の如くである。

まず、甕と同巧の平行叩目文を有し、角状把手を胴上部に1対有する甕と思われる器種、同様叩目を背・側面に有し、頸部に1～2条の沈線が圍繞、肩に1対の角状把手を有する提瓶、これらと同様の平行叩目を有しながら薄く、両端が比較的太くて全体が直線的造型の横瓶といった器種と、鋸角の肩線縁を有して把手を有さず、恐らく平底と考えられる平瓶、上方へ軽く開いており、頸中部に2条の沈線を圍繞させた長い頸の瓶に、甕と思われるものなどである。

杯・蓋は全て古墳時代に通有の形式のみである。より仔細にその特徴を挙げるならば、口径が比較的大きいこと、身は浅く、蓋受けが短かく上向していること、立ち上りがやや内傾し、縁内側に筋による沈線を有する例の多いこと、蓋の体部がほぼ垂直下し、また蓋頂部との境が丁寧に作られ極めて明瞭であるといったことが顕著である。

これらの事実から一応この杯・蓋の製年の位置を後期古墳時代中葉(Ⅱの4、高塚期)に比定することができる。

高杯脚は殆どが透孔を有する形式である。しかもその絶大部分が上下2段に有するものと考えられ、透をあけた数は3孔(3方向)が多い。

脚部は軽く筋で押さえて縁带状に仕上げたものが多く、挽き放しの例は殆ど見受けられない。従来知られる同巧例では、この脚の上につく杯は有蓋のものが多い。

しかし本窯では鋳付の蓋が一切なく、一応無蓋高杯と考えられる。

この無蓋の杯部はまた相当量存するが、口縁下に1段を有するものと、ここが沈線に退化しているものがあり、前者の方が多い。体部の曲線も単一曲線のものの方が多く、この場合、1段を有したその下位に筋先による杉葉文を施した例がある。

以上の高杯の諸特徴は、脚と杯の組合せには不安が多いものの、個別には杯・蓋からみた編年観と特に矛盾を来すものではない。

器も、鋸歯状施文具による押しびきという例が1点存する以外は全て大きな整然とした波状文であって、やはり古墳時代後期中頃として問題ないものである。

そこで、これら杯蓋・高杯・壺の特徴から一致する時期、後期古墳時代中葉の高塚期、実年代を推定して600年前後を本窯の築窯時期としたいと考えるが、これについて若干問題となるかも知れない2・3の器物について検討しておこう。

その1は横瓶である。横瓶そのものが一般的に少ないので、タイプを析出しにくい器種であるが、一応本窯の所屬すると考えた時期の前後を通じて普遍的であるのは、両端へ次第に胴径を減じて、端を丸く仕上げたものであるのに対して、本窯の場合はあまり変化のない胴径のまま、両端に至って直角に近い形状に仕上げられているのである。口縁端の造型は不明であるが、残存する頸部の直径はかなり太い。

以上に述べた如く、一般例に比して異質の特徴を備えていて、これを横瓶と認定すること自体に問題がないではないが、内面に残る轆轤回転痕は頸と直交しており、他に器種を同定することができない。

次に他の瓶についてみると、種類としては細頸瓶の一種、提底、平底が固定でき、これに準ずるものとして縁磨型についてもみてみたい。

提底はかなり器壁が厚く、当て板も大きくて、接合部の仕上げは雑である。また背・側面は菱と同巧の平行叩目文を有し、太い頸部には1〜2条の沈線が続いている。把手は全形が存しないが角状のものと推定され、この限り杯などかみる編年上の位置とは矛盾しないが、この頸の上端につく口縁の造体が全く不図である。

細頸瓶と思われるものが問題を有する。一般的な細頸瓶であれば台脚を有するが、本窯出土資料中にはあらゆる器種を通じて台脚は1種、即ち前述の高杯脚しかなく、とうてい細頸瓶の台たり得ない。従って丸底の器であると考えざるを得ない。

丸底で比較的長い頸を有する瓶としては3種類が考えられる。その1は通称フラスコ型といっているもので、裏丸の割にやや上方へ開く頸部を有する器型である。

しかしフラスコ型の口縁部は、縁帯とその下に明瞭な1段を有する極めて特徴的なものであって、この形態をとる破片は壺と思われる短かい頸のもの以外は全く存しない。従って本窯例の如く長く上方へ軽く開く頸がフラスコ型のものであるとはとうていみなし難い。

壺と同様の形態で、このような長い頸部を有する長頸壺といっている器種がある。この場合は逆に胴の肩部に必ず文様を施しているが、本窯出土例ではそのような例がわずかに1点しかなく、口頸部片が比較的多く存するのにあわない。この1例については図示の如くに肩稜線が鋭く、はっきりして、肩部に巾広の沈線がまわり、その下に篋先の押しびきと考えられる簡略化された文様が存するものである。

いま一つの可能性は、扁球形の胴にほぼ直立の頸がつく、いわゆる罎という器種があり、この場合、肩部に沈線を繞らせることが一般的である。丸味を帯びた形状の肩部に2条の沈線が連続するのみで、他に裝飾を有しない片が若干存するので、この器の口頸である可能性は強い。

以上の諸点にたってみるならば、本窯で得られた長く、上方へ軽く開く頸部は、むしろ一般的にいう細頸瓶ではなくて罎器型の頸の長いタイプとすることが妥当であると思われるが、ただし1点とはいえ丸底細頸瓶の可能性も否定されたわけではなく、この点は杯などから推定される形式に比べて新しい要素である。

平瓶は短かく、胴接合部面に対して傾いた口径によって、一目でそれと知れるものであり、他に上胴部片が若干存する。これに対して把手、台脚と思われるものは全く存しない。

従って問題は細頸瓶と同様に鋭い肩稜線を有する肩部破片の取扱である。前記の破片は小片であって、頸接合部にまで至っていないことから、平瓶片である可能性も否定し切れない。

一方で丸い肩で、1～2条の沈線を繞らせた破片が相当にあり、広口壺、前記の罎器型の可能性とともに、平瓶の肩とも考えられて、全体の形状については確定的でない。

即ち、鋭い肩稜線を有して、簡略化された文様を施したこの上胴部分が、細頸瓶であるにせよ、あるいは平瓶片であるにせよ杯等から推定される瓶年上の位置に対して疑義を呈する材料であることを注記しておかねばならないと考える。

罎器型については口縁部片を得、また恐らくこの器の胴部であろうと思われる1片を採集したが、この胴部片も肩がカッチリとして稜を有するものである。

口縁片をみても、段が緩く低くなっておりこの部分あまり鋭い稜さばきを見せないことは新しい様相とみることができる。

ただし、以上に挙げた要素のなかで、あきらかに杯等による形式とは差異を有するとされるのは細頸瓶—平版とみられる片と竝であって、極めて少量であるという事実を考え併せてみると、あえて前述の編年観＝本窯の築窯時期に異を唱えるべきものではないと考えられ、ましてやそれを支援する他器種の材料がない以上は本窯の生産時間が編年上で2形式以上に及んだとすることはできない。

従って、本窯が築窯され、生産した時期を前述の如く後期古墳時代中葉、高麗期とする。

それではこの時間的位置に於いて、本窯の所在する地理的位置がどのような意義を有するであろうか。

本窯をとりまく歴史的な環境と地理上の位置との関係の概略を第1章に於いて述べたが、重複を恐れず言及すると、次の如くである。

日本の古代生産史上の暗黒の部分は、研究の進展によって次第に明らかにされてきているが、なかでも尾張・三河・美濃を中心とした窯業生産は、全国一の規模と技術水準を誇ったものであることが知られる。

このうち中心を占めたのはいわゆる猿投窯であって、なかんづく中国青磁の技術を模倣したものと考えられる灰釉を施した陶器、「瓷器」生産は、この猿投窯の地域において開発・確立されたのである。

この尾張の窯業生産はまた古窯の分布上に顕著な特色を有する。即ち、その最古の1群は名古屋市の東部丘陵一帯、東山地区に集中している。

次いで古墳時代終末～奈良時代最初頭の窯は名古屋市と日進町の境、岩崎地区に集中する。

そして最近の研究により、いまのところ最も古い瓷器（灰釉陶器）生産窯は平安時代初頭に位置づけられ、この期の窯は鳴海地区の北端、名古屋市と日進・東郷両町境付近に比較的集中しているのである。

このような地理的・歴史的環境の中での本窯の位置は次の如くである。即ち本窯は古墳時代の窯としては東山地区古窯分布の東（乃至南）限を画しており、またこの東山地区では古墳時代に属する窯が一般的に群在するのに対して、本窯のみは一基孤立している。

試みに最も近い窯を探すと、昭和区妙見町の現市バス妙見町車庫にかつて存したH-2号乃至同所の窯であり、水平距離にして1km強の距りがある。

しかも、同時期の窯が植田川に面する斜面か、あるいは同川の支谷上に点在するのに対しても様相を異にする存在である。この本窯の特異な位置どりは何に由来するものであろうか。

目を転じて、最古の灰釉陶生産窯の集中する鳴海地区の様相をより仔細にみてみよう。

同地区には現在までのところ、古墳時代に遡る窯は発見されていない。この地区は地元の人によって熱心に踏査の繰り返されてきたところで、まったく可能性を否定し去ることはできないが、まず古墳時代に築窯はされなかったものとして。従って同地区最古の窯は奈良時代前期に属するが、この期の窯がいずれも天白川の支谷に面した斜面に築かれていることが注目される。

鳴海地区古窯分布の中心は扇川河谷に面した斜面であるのだが、ここに開窯されるのは次の段階をまたなければならないのである。

このことは極めて示唆に富んでいる。猿投窯分布の他の地区での状況は、岩崎地区に展開した群から拡散発展したと考えられそうな様相であるにもかかわらず、鳴海地区では岩崎地区との間をつなぐ地域に古い窯はなく、かえって東山地区を望むかの如き地点に築窯されているのである。

これとともに、初期の灰釉陶生産窯の各地区での分布の状況をみると、必ずしもそれまでの須恵器生産窯の移動の方向を継承していないこと、即ち東山地区→岩崎地区→各道へという一本の図式ではなかなか把握し難い状況が最近指摘されている。

また我々は最近鳴海地区内で数基の古窯の発掘調査を行ない、少なくとも平安時代中頃までは灰釉陶生産（併焼）窯と、純然たる須恵器生産窯とが存し、しかもそれぞれが別々の占地を示すこと、いいえればそれぞれがその伝統にもとづいて独自の立地をしていて相互に関連を有さなかったのではなかつたのかとの所見を得たが、各地区での分布状況の調査にあたった数氏からも同様の意見を得た。

これを考え併せてみると、各地区での古窯分布について従来の見解を修正することが可能でないか、即ち器生産開始後の古窯の傾向については、灰釉陶生産窯と須恵

窑窯との別々の移動として把握できるのでないかとの見通しが得られる。

言葉をかえるならば、それまでの東山→岩崎→各産区という動きに加えて、(東山)→鳴海→各産区という異質の、副次的動向を考える必要があると思われるのである。

このような観点にたった時、この鳴海地区開窯の平掛りを与える重要な位置を本窯が占めていることが指摘できるだろう。

本窯の位置は、東山地区の中心地域と鳴海地区を結ぶ中間にあたり、しかもとりあえずその確認は中世以前に遡らないとはいえ、両地点を結ぶ古い街道に直面する場所であることを無視してならないと考えられる。

さらに、このような考えから、鳴海地区に古墳時代に属する窯は存在しなかったであろうという推定が成立しているのもである。

従って、鳴海産区で最も古い形式の窯は、天白区烏山にある奈良時代最初頭(1-50号平行)の窯であるが、これは現在のところ地理的にも時間的にも、本窯との間の距離が大き過ぎよう。

この両窯の中間、なかんづく天白川右岸の斜面は戦後早い時期から無計画、無秩序な開発が行なわれたところであって、研究者の目に触れることなく、たちまち多くの遺跡が破壊されてしまった地域であるが、それでも断片的に遺物の採集が伝えられていて、時期的にこの2窯(本窯と烏山古窯)の間に入るとみられる資料も瞥見する。従って、これらを採用するならば、東山地区から副次的な移動の方向としての鳴海地区へ到るラインは確認されたといってさしつかえないものと思われる。

即ち本窯の占める地理的な位置は、決して無目的な、ただ粘土を追い、燃料を追った結果の偶然的所産とすることはできないのである。

窯投窯はその全体としての規模、生産した製品の質の高さからみて尾張國の官窯と考えられているものであるが、たとえそうまではなかったにせよ、古代としては高度な総合的技術体系の一つである窯業の生産地の移動は、それが即ち一方で律令農民の移動でもあるという事実に見ても、決して容易なことではあり得ない。

即ち、窯の移動という事実は生産者の主体的・自発的意志の発現というよりも、外的な、押しつけられた意志の結果としてとらえなければならない側面の極めて強いことを見逃すわけにはいかない。

従って、東山地区から、その主流は岩崎地区へと移動するなかで、本窯を介して鳴海地区へと移っていった流れも、鳴海地区に開窯させる意志がその背景に存していたと考えなければならないだろう。

このように考えた場合、それでは鳴海地区への開窯の理由は一体なんであったろうか。

我々は以前、鳴海地区の古代窯址の状況について紙體的な報告を行なったが、そのなかで平安時代の同地区諸窯については、同時期の黒笹地区に比して良質の粘土に恵まれるという自然的好条件にもかかわらず、その製品の質の悪さ、器型組合せの特異さからみて、この地区諸窯が官窯とは位置づけ難いことを指摘した。そして、この鳴海地区での群としての古窯の形式が荘園の成立と結びついていたのでないかと示唆したが、これを遡る奈良時代についてはかなり様相を異にするといわなければならない。

繰り返して述べた、初期灰釉陶生産窯の集中という事実がこれを物語っており、この「瓷器」生産開始の状況をいま一つ精密に解明してゆく過程のなかで、鳴海地区への開窯をもたらした意志を読みとることができるのではないかと考えられる。

観点を変えてみよう。

鳴海地区の南西部、沖積部は臨んだ同丘陵端には、恐らく同地区唯一の後期古墳の群在するところがある。

この地の古墳のうち、遺物の状況がわかっているのは鳴海大塚・同赤塚2墳であって、ここでは本窯の製品とはほぼ同時期か、若干古い須恵器を有する。

古墳時代須恵器の相互比較や、産地の同定についてはいまだにその方法が開発されたとはいえない、極めて精緻な検証を必要とするが、もし今後の研究の進展によってこれが可能になった場合、極めて強く鳴海地区を望んだ位置であると考えられる本窯の意義が確認されるであろう。

また本窯の直下を走る旧飯田街道は、その交道をも含めてほぼ本窯と、鳴海地区最古の窯の位置を結んでいるが、これを主として古代の交通状況を明らかにし、両地区の関係が明らかにされることがあれば、前述の推論に対して傍証たり得るだろう。

本窯に関してみるならば、他に探土の問題、その基本的生産（稻作）地の問題とい

った、従来から我々としても提起してきた事があるが、今回の調査に伴った種々の制約から、あるいは本窯周辺での開発の進展といった理由によって追求し得なかった。

しかしながら本窯は、その地理的・歴史的位置をもって、猿投窯の形成・発展の過程を明かすための新しい材料を提供しており、残された課題については、今後の研究の進展によって、出来る限り速かに解決されることを期待したい。

発掘日誌抄

7月25日 午前中伏採作業、午後、窯体確認のための2本のトレンチ設定、灰原水端（壁面）清掃、最上部第1Tに窯体上部検出、末端第3Tで現代瓦出土、第4T設定する。

7月26日 窯体発掘開始、1日で大略掘りあげる。灰層の2本のトレンチ終了、中軸線延長Tを設定。

7月27日 窯体内清掃、前庭部灰出しピット検出、中軸線延長Tを完了、前庭部前向の上作状況を確認。但し灰層のオリジナル、再堆積の弁別不可。

7月28日 写真撮影。

7月29日 実測のための副付、灰層セクション作成。

7月30日 副付終了し、実測開始、現場測量開始、現場測量部高31.00mN.P.

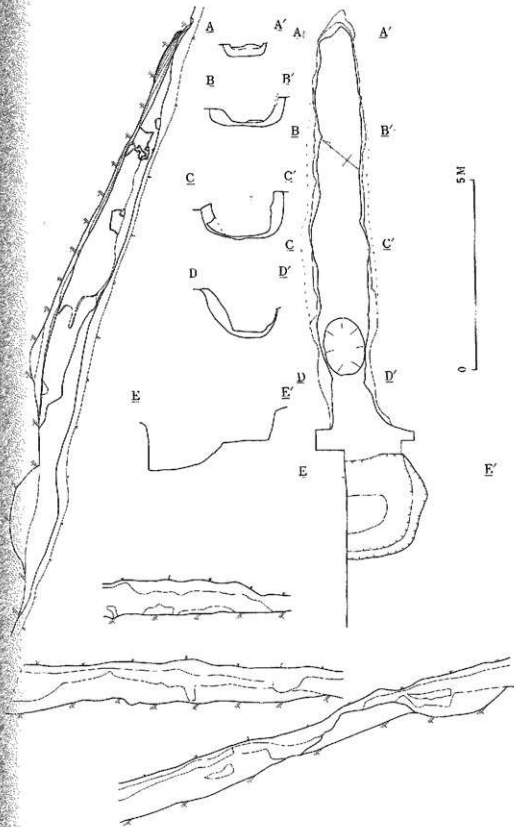
7月31日 窯体断ち割りを行う。焼窯室床面下に舟型状ピットを検出。

8月1日 断ち割り各部実測、窯残層磁気測定用試料採集。

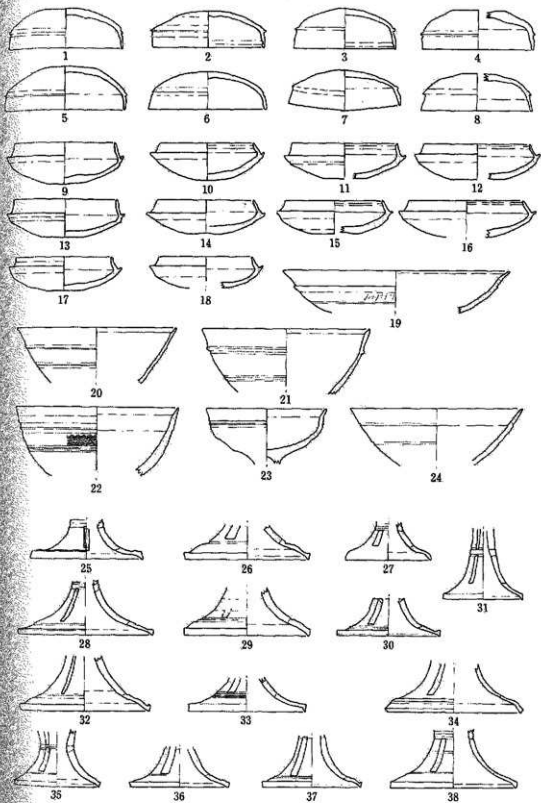
8月2日 地形測量終了、埋め戻し作業を行ない、全調査終了とする。

圖 版

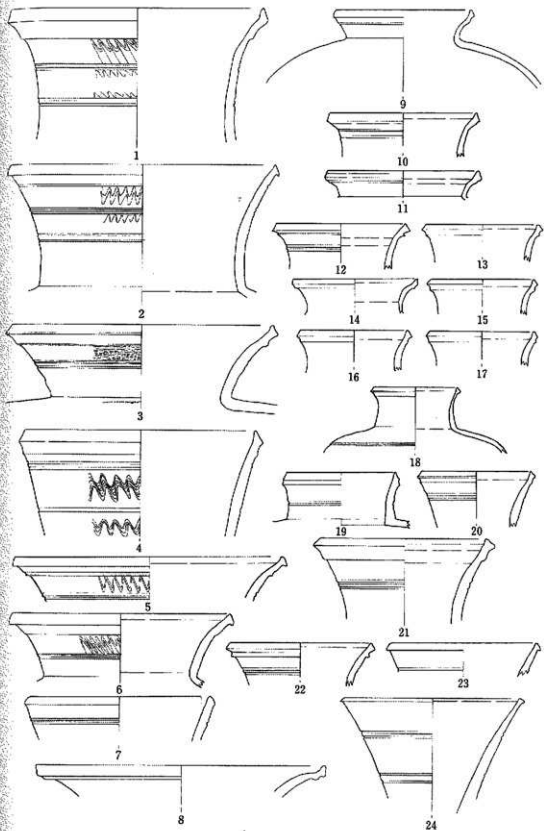
图版II 窠体实测图



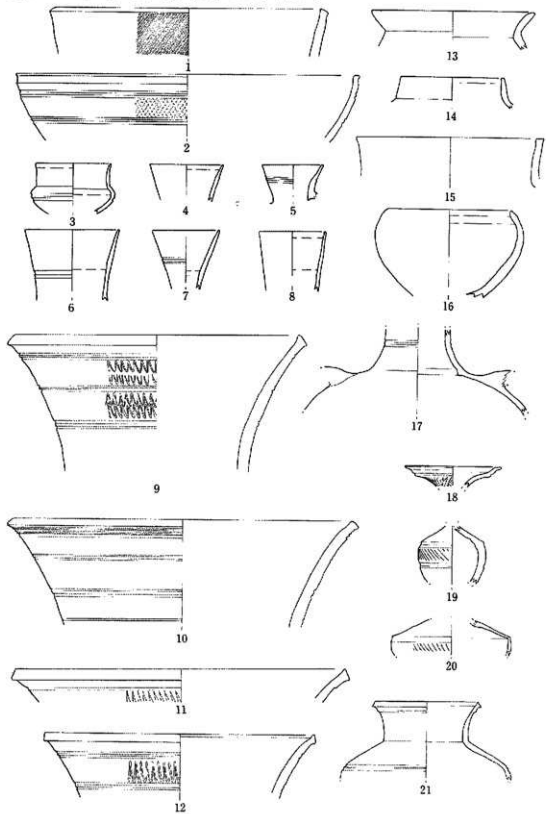
图版Ⅲ 遺物 (1) 蓋杯·高杯 (1:4)



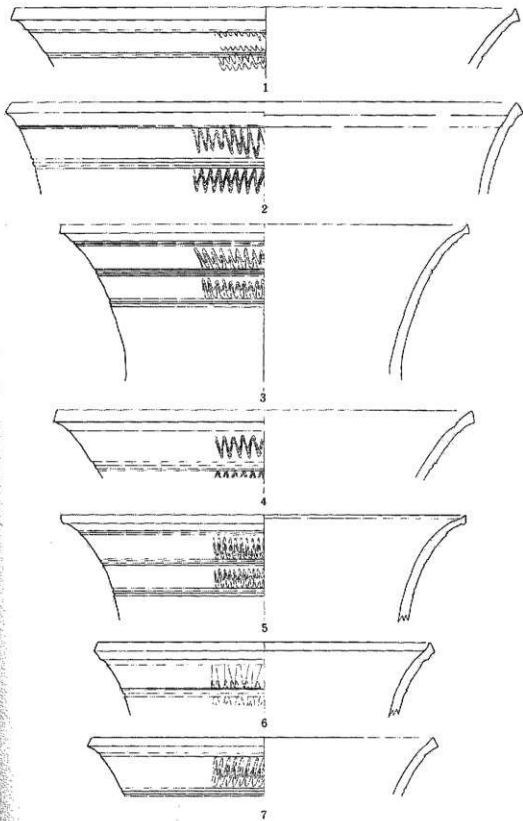
图版IV 遺物 (2) 壺 (1:4)



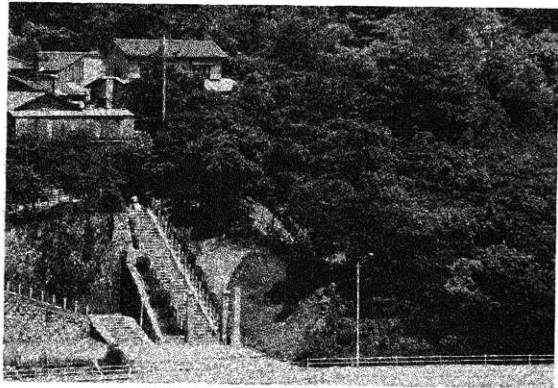
图版V 遗物 (3) 壶·提瓶·罐等 (1:4)



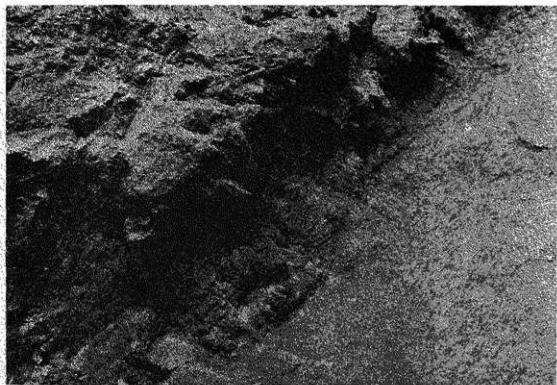
图版VI 遗物(4) 瓷 (1:4)



写真図版 I 古窯跡遺景及び発掘状況

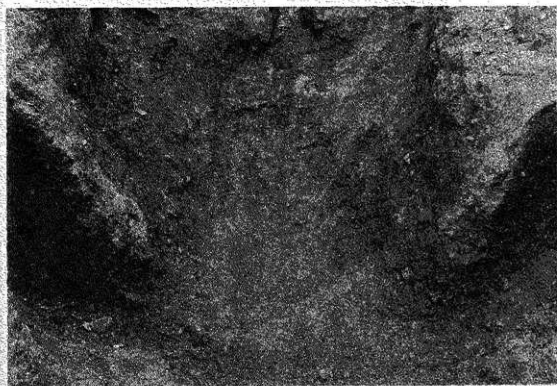


写真図版Ⅱ 発掘後近景及び竈壁状況



写真図版Ⅲ 窯体各部状況



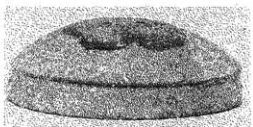




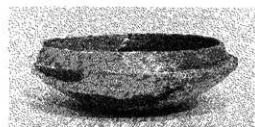
1



6



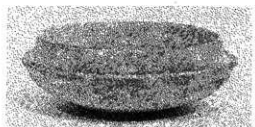
2



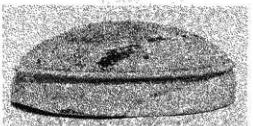
7



3



8



4



9

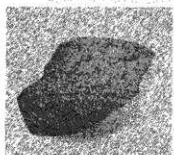
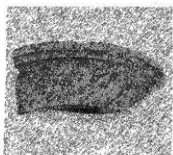
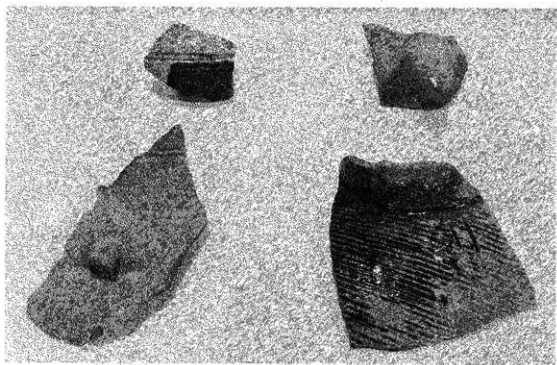
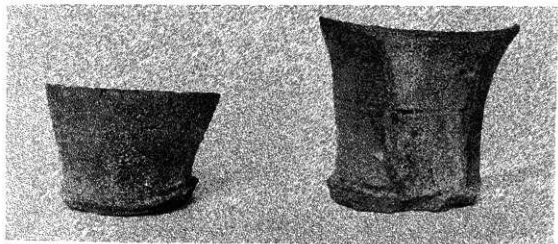


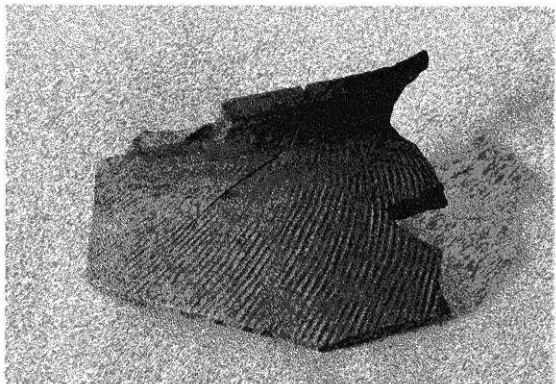
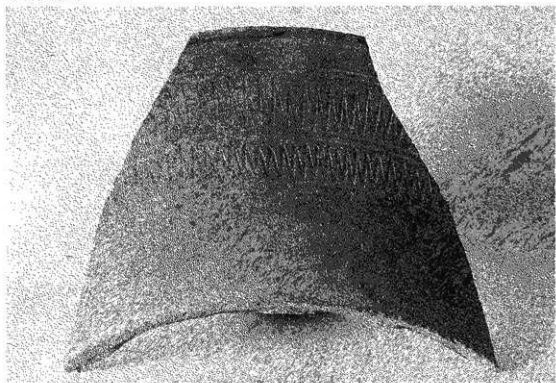
5



10

写真図版VI 平瓶・横瓶・高杯等





名古屋市文化財調査報告 既刊目録

I	名古屋市千種区	東山H-101号古窯跡発掘調査報告	1973	品切
II	名古屋市 中区	古沢町遺跡発掘調査報告—弥生編—	1974	〃
III	名古屋市千種区	御影町古窯跡群発掘調査報告	1974	〃
IV	名古屋市 緑区	有松町並み調査報告	1975	〃
V	名古屋市 緑区	NKI-34号古窯跡発掘調査報告	1975	在庫
VI	名古屋市 緑区	徳重西部土地地区画整理事業予定地内所在埋蔵文化財発掘調査報告	1976	〃
VII	名古屋市昭和区	光真寺古窯跡発掘調査報告	1979	新刊

名古屋市文化財調査報告Ⅶ

光真寺古窯跡発掘調査報告書

1979年3月31日 印刷 発行

編 集 名古屋市教育委員会社会教育部文化課

発 行 名古屋市教育委員会

名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号

印 刷 株式会社 一 誠 社

無 料 配 布 400部

